

2010年（平成22年）3月26日

消費者庁

長官 内田 俊一 様

特定非営利活動法人	消費者支援ネット北海道
特定非営利活動法人	仙台・みやぎ消費者支援ネット
特定非営利活動法人	埼玉消費者被害をなくす会
特定非営利活動法人	消費者機構日本
社団法人	全国消費生活相談員協会
特定非営利活動法人	あいち消費者被害防止ネットワーク
特定非営利活動法人	京都消費者契約ネットワーク
特定非営利活動法人	消費者支援機構関西
特定非営利活動法人	ひょうご消費者ネット
特定非営利活動法人	消費者ネットおかやま
特定非営利活動法人	消費者ネット広島
特定非営利活動法人	消費者支援機構福岡
特定非営利活動法人	大分県消費者問題ネットワーク

### **適格消費者団体が活用できる集団的消費者被害救済制度の早期実現を求める意見**

現在、消費者庁に集団的消費者被害救済制度研究会が設置され、制度の検討が本格的に開始されている状況をふまえ、消費者団体訴訟制度における適格消費者団体8団体と、適格認定を目指している消費者団体5団体の連名で、下記意見を提出するものです。今後の政策検討にあたり、下記意見の反映につきご検討くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

#### **<制度の必要性>**

集団的消費者被害は、被害者1人あたりの被害額が比較的少額である事案が多い等の特性から、現在の民事訴訟制度では救済が困難です。そのことをふまえ、消費者の救済を実現する新たな制度が必要です。このことは、「消費者庁ならびに消費者委員会設置法」の附則や参議院附帯決議でも述べられているところです。

#### **<適格消費者団体が活用できる制度を>**

集団的消費者被害救済制度を行使する主体については、被害者・被害者団体、適格消費者団体、行政機関が考えられるところです。一方、消費者庁工程表や消費者基本計画（素案）では、行使主体を明示しないまま制度検討を述べるにとどまっています。

適格消費者団体は、この間の差止請求関係業務の経験から、不当勧誘行為又は不当約款の差止だけでは、現実の被害救済を裁判所に求める消費者の数がごく少数であるため、消費者被害の救済が困難である現実を重く受け止め、被害救済の活動をすすめるための法的権利の必要性を痛感しています。消費者被害救済をはかるために、複数の制度で構

成されるであろう集団的消費者被害救済制度の中に、適格消費者団体が柔軟かつ果敢に、そして持続的に活用できる制度を明確に位置付けることを求めます。

### ＜早期の制度実現を＞

集団的消費者被害救済制度の実現の為には、検討すべき論点が多数あり精力的な検討が必要です。また、社会的合意形成をはかることも必要です。以上の点から、ともすれば長期にわたる論議となることが懸念されます。

一方、消費者被害の救済の実現は喫緊の課題です。

政府は制度設計の議論を今まで以上に積極的にすすめ、導入を目指す制度骨格について決断し、実効性ある制度実現に早期に道筋をつけることが必要です。

### ＜適格消費者団体への支援を＞

適格消費者団体が、継続的に制度活用をすすめ、消費者被害の救済がはかれるよう、下記の対応を求めます。

- (1) 適格消費者団体が、広告通知費用、分配の費用、訴訟費用、事前の調査費用ならびに事務費等を回収することができる仕組みを制度に組み込むこと
- (2) 行政機関による適格消費者団体への資金面の支援を早期に具体化すること
- (3) 消費生活センターが受けた消費生活相談情報について、現行の提供制度よりも情報提供の範囲を広げ、事案の処理結果も確認できるようにするとともに、よりスピーディーに情報提供が受けられるようにすること
- (4) 行政機関が調査権限を活用して入手できる事業者に関する情報について、集団的消費者被害救済制度を活用するにあたって必要な範囲で、適格消費者団体に提供される制度を整備すること。
- (5) 上記(2)(3)については、集団的消費者被害救済制度導入以前でも可能なところから早期に実現すること

以上